平成２４年（フ）第６３号
群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4061番地11203号、住民票上の住所群馬県館林市大街道２丁目３番９号
破産者　阿部　一美
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１８５号
群馬県邑楽郡大泉町朝日５丁目25番23号　町田ハイツＡ棟105号
破産者　鹿沼　　稔
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１０４４号
横浜市緑区鴨居５丁目25番16号　ホネスト鴨居302号、開始決定時の住所横浜市緑区北八朔町60番地26　橘荘102号
破産者　川原　伸也（旧姓谷口）
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４３１号
横浜市港北区鳥山町819番地
破産者　山下まりこ
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４３２号
横浜市磯子区滝頭２丁目30番１号
破産者　迫　　陽一
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９３号
石川県小松市串町チ56番地
破産者　小沢商会こと　小澤　賢司
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第６４号
静岡県浜松市浜北区本沢合674番地の２、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市浜北区中瀬7136番地の105
破産者　西田あけみ
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
鳥取県西伯郡伯耆町谷川35番地１
破産者　篠原　祐二
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２６７号
福岡県久留米市国分町1751番地７　ウェンディハウス１号
破産者　松本　美穂
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１０２３５号
千葉県浦安市海楽２丁目６番20号
破産者　丸二木材株式会社
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８３２号
東京都葛飾区東立石３丁目６番18号
破産者　株式会社東陽コーポレーション
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０５９号
東京都目黒区下目黒３丁目10番29号
破産者　大作建設株式会社
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６２７号
千葉県船橋市前原東６丁目18―12
破産者　松浦　義昭
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６８１号
兵庫県赤穂郡上郡町梨ヶ原1171―632、住民票上の住所宮崎県宮崎市新別府町前浜1401―27
破産者　黒木　　衛
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６４７号
東京都文京区小石川１丁目27―９
破産者　岡嶋　　明
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６４９号
東京都北区浮間２丁目２番20号
破産者　株式会社第一企画センター
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１２９号
東京都北区赤羽１丁目52番４号
破産者　株式会社コスモス
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３０９号
東京都豊島区上池袋４丁目29―13
破産者　小林基美夫
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５５９号
埼玉県三郷市彦成３丁目11―１―701、開始決定時の住所埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目306―２―304
破産者　北村　　誠
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部